資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二億百万円減少し、九千九百万円とすることにいたしました。減少する資本金の額は全て資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年十月三日

東京都港区芝浦一丁目二番一号シーバンスN館二一階　三信通商分割準備株式会社

代表取締役　仁専三千男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し一千四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月三日

広島県三次市十日市西一丁目一番一三号

有限会社タイヤセンター三次

代表取締役　土井垣薫子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月三日

徳島県鳴門市大麻町市場字大畑三三番地の一

有限会社丸福土建

代表取締役　福原　達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千万円減少し一千万円とすることにいたしました。なお、減少する二億六千万円は、資本準備金といたします。

効力発生日は平成二十六年十一月十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年九月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月三日

佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目二番三七号

有限会社イシイ

代表取締役　石井　正登

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千八百五十万円、資本準備金の額を二億八千九百八十万三千二百七十一円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額、資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

株主総会の決議は、平成二十六年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月四日

掲載頁　五十頁（号外第一二四号）

平成二十六年十月三日

三重県四日市市小古曽東二丁目一番六五号

鈴鹿エンヂニヤリング株式会社

代表取締役　矢田　泰雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月三日

茨城県日立市東金沢町二丁目一三番一二号

株式会社高村電設工業

代表取締役　高村　正夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月三日

沖縄県島尻郡久米島町字根一六七六番地

南西興産株式会社

代表取締役　山城　龍美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山本尚昭が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年十月三日

神戸市中央区海岸通四番地新明海ビル

ハリスパイシンガポールプライベートリミテッド

日本における代表者　山本　尚昭

限定承認公告

本籍群馬県沼田市原町三二九番地、最後の住所群馬県沼田市高橋場町四六一〇番地

被相続人　亡　林　ヒデ

右被相続人は平成二十六年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十二日前橋家庭裁判所沼田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

群馬県沼田市高橋場町四六一〇番地

相続財産管理人　林　繁督

限定承認公告

本籍熊本県熊本市中央区出水二丁目二番、最後の住所千葉県船橋市芝山一丁目四七番一七号

被相続人　亡　工藤　一彦

右被相続人は平成二十六年七月八日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十四日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

千葉県船橋市芝山一丁目四七番一七号

相続財産管理人　工藤　真弓

千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

右代理人弁護士　角　謙一

限定承認公告

本籍鳥取県米子市立町四丁目一六七番地、最後の住所鳥取県米子市夜見町三六一番地二

被相続人　亡　米田　稔

右被相続人は平成二十六年五月九日死亡し、その相続人は平成二十六年八月十五日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三日

鳥取県米子市夜見町三六一番地二

相続財産管理人　米田　恵

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億円減少し、金二十四億六千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十六年十月三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ライム特定目的会社

取締役　本郷　雅和

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年九月十一日法務省告示第三百九十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
二三			八三崎市栄住区片井京都三鷹市上平3丁目8番6浦金1丁目21番16号	
平成二十六年九月十八日（号外第二百七号）外務省告示第三百十号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一	下	一八	AL-RAHMA NHAMD	AL-RAHMA N HAMD
二	〃	一〇	ムハンマド	ムハンマド
〃	〃	一二	zafiral-	zafir al-
三	上	終りから五	ジャイフ	ジャイフ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月三日付第二二〇号六四　ページ●同日付政府調達第一八六号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一四〇円（本体一三〇円）